

入札心得（秋田市）

（入札の基本的事項）

- 1 入札参加者は、地方自治法、建設業法、秋田市財務規則その他関係法令および設計書、仕様書、図面その他契約に必要な条件を承諾のうえ、入札してください。

なお、電子入札にあつては、秋田市電子入札システム運用基準の内容を十分承知のうえ、入札に参加してください。

（入札の参加および辞退）

- 2 （1）要件付一般競争入札の場合

入札者は、設計図書等をもとに、自ら積算し、「要件付一般競争入札のお知らせ」に指定した時刻および場所で行う入札に臨んでください。入札時刻に遅れた場合は、参加できません。入札執行中に入札を辞退する場合は、別紙様式の入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、開札までに入札執行者に直接提出しなければなりません。

- （2）公募型指名競争入札および指名競争入札の場合

入札者は、設計図書等をもとに、自ら積算し、「公募型指名競争入札のお知らせ」又は入札情報に、指定した時刻および場所で行う入札に臨んでください。入札時刻に遅れた場合は、参加できません。入札を辞退する場合は、入札の執行前にあつては別紙様式の入札辞退届を入札執行課に提出し、入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、開札までに入札執行者に直接提出しなければなりません。

（公正な入札の確保）

- 3 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に抵触する行為を行ってはなりません。

（入札の方法）

- 4 入札参加者は、入札書を作成し、表に工事名等を表示した封筒に入れ、指定した場所に提出してください。ただし、代理人により入札するときは、委任状を提出してください。

また、入札書提出時に、工事については工事費内訳書、測量業務・建設コンサルタント業務等については積算内訳書も一緒に提出してください。なお、入札書その他提出書類には、ボールペン・インク等消えないもので記入してください。

（消費税及び地方消費税に伴う入札金額の記入方法）

- 5 入札書には、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（課税事業者、免税事業者を問わず。）を記入すること。なお、落札金額および契約金額は、入札書に記入された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とします。

（入札書の金額の数字および記載事項の訂正）

- 6 入札書に記入する数字は、アラビア数字を用い、数字の前には¥（円記号）を記入してください。

【例】 ¥123,000-

なお、記載事項を訂正するときは、誤字に2線を引き、上部に正書し、欄外にその旨を明記し、押印してください。ただし、金額の訂正は認められません。

(入札書の引換え等の禁止)

- 7 提出された入札書は、引換え又は変更もしくは取消しをすることはできません。

(入札の中止等)

- 8 次の各号のいずれかに該当する場合は、入札の執行を延期し、停止し、又は中止することがあります。

- (1) 入札の公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利益を得るために協定した者があると認めるとき。
- (2) 入札の参加者が1人であるとき。
- (3) その他市長が必要と認めるとき。

(入札の無効)

- 9 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者の入札
- (2) 入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者の入札
- (3) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札
- (4) 同一の入札について2人以上の入札参加者の代理人となった者の入札
- (5) 同一の入札について他の入札参加者の代理人となった者の入札
- (6) 同一の入札について代表者が同一人となっている業者が一緒にした入札
- (7) 中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合とその組合員が同一の入札に参加した場合、事業共同組合とその組合員がした入札
- (8) 談合その他不正な行為によって行われたと認められる入札
- (9) 入札者の記名押印のない入札もしくは金額その他記載事項が脱落し、もしくは不明りょうで確認出来ない入札又は金額を訂正した入札
- (10) 4に定める提出書類を提出しなかった者の入札
- (11) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札
- (12) 予定価格を事前公表している工事の入札において、公表した当該予定価格を上回る金額の入札をした者の入札
- (13) 最低制限価格を下回る金額の入札をした者の入札
- (14) 総合評価落札方式を適用した入札において次のいずれかに該当するもの
 - ア 見積内訳明細書について提出者の商号又は名称の記載のないもの
 - イ 見積内訳明細書について建設工事の件名の記載のないもの
 - ウ 見積内訳明細書について工事価格の記載のないもの
 - エ 見積内訳明細書について入札金額の内訳のないもの
 - オ 見積内訳明細書の積算内容に重大な誤りがあるもの
 - カ 見積内訳明細書の積算金額の総計が入札金額と異なるもの

(開札)

- 10 開札は、入札の終了後、直ちに当該入札場所において行う。この場合、入札参加者は開札に立ち会わなければなりません。

(落札者の決定)

- 11 予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とします。ただ

し、低入札価格調査制度が適用される工事（設計金額5千万円以上の工事又は総合評価落札方式による工事）は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者の当該入札に係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち、当該最低価格に次いで低い価格をもって入札した者を落札者とします。最低制限価格制度が適用される工事（設計金額5千万円未満）は、予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者を落札者とします。

（同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定）

- 12 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定します。この場合において、当該入札者はくじを辞退することはできません。

（入札回数）

- 13 入札回数は、1回とします。

（不調時の措置）

- 14 最低制限価格制度が適用される入札において、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者がいないときは、改めて指名等をし、入札をします。

（契約書の提出）

- 15 落札者は、落札の申し渡しを受けたときは、その日から7日以内に契約書に記名押印のうえ提出してください。期間内に記名押印した契約書を市に提出しないときは、契約の意思がないものとみなします。ただし、やむを得ない理由があると市長が認める場合には、その期限を延長することがあります。

（入札時の見積内訳明細書の取扱い）

- 16 設計金額3千万円以上の建設工事の入札参加者は、入札書の提出時に見積内訳明細書を提出してください。見積内訳明細書に不適正や不備があった場合は、指名停止等となります。ただし、不適正や不備の内容が、軽微な誤りと認められるものについては、この限りではありません。

（契約締結時の請負代金内訳書の提出）

- 17 落札者が入札金額を適正に積算したことを確認しますので、契約書の提出時に記名した請負代金内訳書を提出してください。請負代金内訳書を市に提出しないときは、契約を締結しません。

（契約の保証）

- 18 落札者は、契約の締結と同時に次の各号のいずれかに掲げる保証を付してください。ただし、市長が特に必要ないと認める場合は、必要ありません。

（1）契約保証金の納付

（2）銀行、市長が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証

（3）履行保証保険契約の締結

（4）公共工事履行保証証券による保証（付保割合を10分の1以上としたもの）

19 入札に先立ち必要な契約の保証が示されている場合は、前項の規定にかかわらず、付保割合を10分の3とする公共工事履行保証証券による保証（引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）である場合において当該契約不適合を保証する特約を付したものに限る。）を付してください。

（指名停止等）

20 この入札心得に反する行為をした場合、秋田市指名停止措置要綱第2条又は同第13条の規定により、指名停止又は入札参加資格を停止することがあります。

（異議の申し立て）

21 入札者は、入札後この心得その他の入札の不知又はその条件の内容の不明を理由として、異議を申し立てることができません。

附 則

この入札心得は、平成17年3月11日から施行する。

附 則

この入札心得は、平成18年12月26日から施行する。

附 則

この入札心得は、平成23年2月3日から施行する。

附 則

この入札心得は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この入札心得は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この入札心得は、平成29年4月19日から施行する。

附 則

この入札心得は、平成31年4月23日から施行する。

附 則

この入札心得は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この入札心得は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この入札心得は、令和2年5月1日から施行する。

附 則

この入札心得は、令和3年6月18日から施行する。